

保医発 1 1 3 0 第 2 号  
平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公 印 省 略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（公 印 省 略）

「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（平成29年厚生労働省告示第347号）が平成29年11月30日に公布され、平成29年12月1日から施行されるところである。

これに伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号。以下「記載要領通知」という。）の一部を別紙のとおり改正し、平成29年12月1日から適用することとする。

なお、記載要領通知の主な改正内容は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に周知徹底を図られたい。

記

○ 記載要領通知の主な改正内容

大白歯にCAD/CAM冠を用いた場合は、「その他」欄に「歯CAD（大）」と表示し、部位、点数及び回数を記載すること。また、歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者の大白歯に用いた場合は、「摘要」欄に紹介元保険医療機関名を記載すること。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）  
の一部改正について

別紙1のⅢの第3の2の(26)のセの(エ)を次のように改める。

- (エ) 小臼歯に対するCAD/CAM冠は、「歯CAD」の項に点数及び回数を記載する。大臼歯にCAD/CAM冠を用いた場合は、「その他」欄に「歯CAD（大）」と表示し、部位、点数及び回数を記載する。なお、歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者の大臼歯に用いた場合は、「摘要」欄に紹介元保険医療機関名を記載する。

## 「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の一部改正について

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙1</p> <p>Ⅲ 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領</p> <p>第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第三）</p> <p>2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項</p> <p>(26) 「歯冠修復及び欠損補綴」欄について</p> <p>ア～ス（略）</p> <p>セ 「硬ジ」の項、「乳」の項及び「歯CAD」の項について</p> <p>(ア)～(ウ)（略）</p> <p>(エ) <u>小臼歯に対するCAD／CAM冠は、「歯CAD」の項に点数及び回数を記載する。大白歯にCAD／CAM冠を用いた場合は、「その他」欄に「歯CAD（大）」と表示し、部位、点数及び回数を記載する。なお、<u>歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者の大白歯に用いた場合は、「摘要」欄に紹介元保険医療機関名を記載する。</u></u></p>	<p>別紙1</p> <p>Ⅲ 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領</p> <p>第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第三）</p> <p>2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項</p> <p>(26) 「歯冠修復及び欠損補綴」欄について</p> <p>ア～ス（略）</p> <p>セ 「硬ジ」の項、「乳」の項及び「歯CAD」の項について</p> <p>(ア)～(ウ)（略）</p> <p>(エ) CAD／CAM冠は、「歯CAD」の項に点数及び回数を記載する。なお、大白歯に用いた場合は、「摘要」欄に紹介元保険医療機関名を記載する。</p>